

(平成23年9月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 11 月下旬まで
私は、A社に3回勤務し、B職を担当したが、厚生年金保険の記録によると、1回目と3回目の記録は確認できるものの、2回目の記録が無いことが分かった。
入社後すぐに健康保険証を受け取った覚えがあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

戸籍の附票によると、申立人は、昭和 44 年 4 月 25 日にA社の所在地と同じ市に、同年 11 月 1 日に申立人の本籍地に、それぞれ住所を異動していることが確認できる上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間の一部において、当該事業所に勤務していた可能性がある。

しかし、申立期間及びその前後の期間において、前述の被保険者原票により厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、複数の者（申立人が同僚として記憶していた者を含む。）のA社に係る雇用保険の記録は、それら複数の者の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録とほぼ一致しているのに対し、申立人については申立期間に係る雇用保険の記録が確認できない。

また、A社の事業主は既に死亡している上、事業主の子は、「現在、事業は行っておらず、関係書類も処分しており、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。私は、申立期間当時、工場で勤務していたが、申立人を覚えていない。」と述べているほか、

前述の被保険者原票により厚生年金保険被保険者記録が確認できる者に事情を聴取しても、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月 20 日から 62 年 3 月 15 日まで

私は、A社にB職として勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の記録が確認できないことが分かった。

在職中、右手に怪我をしたことを記憶しており、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録上、A社は、申立期間前に、既にC社に名称変更していたことが確認できるところ、申立人については、申立期間より後の平成3年6月1日から同年7月1日までの期間において、C社に係る健康保険被保険者記録が確認できる上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間の一部において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間の一部において、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間及びその前後の期間において、前述の被保険者原票によりC社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、複数の者（申立人が同僚として記憶していた者を含む。）の当該事業所に係る雇用保険の記録は、それら複数の者の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録とほぼ一致しているが、申立人の当該事業所に係る雇用保険の記録は確認できない上、当該事業所の元事業主は、「現在、事業は行っておらず、関係資料も無いため、申立てどおりの届出及び保険料納付を行ったかどうかは不明であるが、申立人については厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していなかったと思う。」としているほか、前述の申立人を記憶していた同僚に事情を聴取しても、申立期間に係る厚生年金保険

料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

また、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたと主張している一方、国民年金の加入手続について、申立人自身が行ったとしているところ、オンライン記録上、申立人の国民年金加入期間のうち、申立期間の一部を含む昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間は申請免除期間となっている上、申立人は、同年*月に 60 歳到達により国民年金被保険者資格を喪失後、申立期間の一部を含む 61 年 4 月から平成 2 年 3 月まで国民年金任意加入被保険者となっており、申立期間のうち昭和 61 年 5 月分の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。